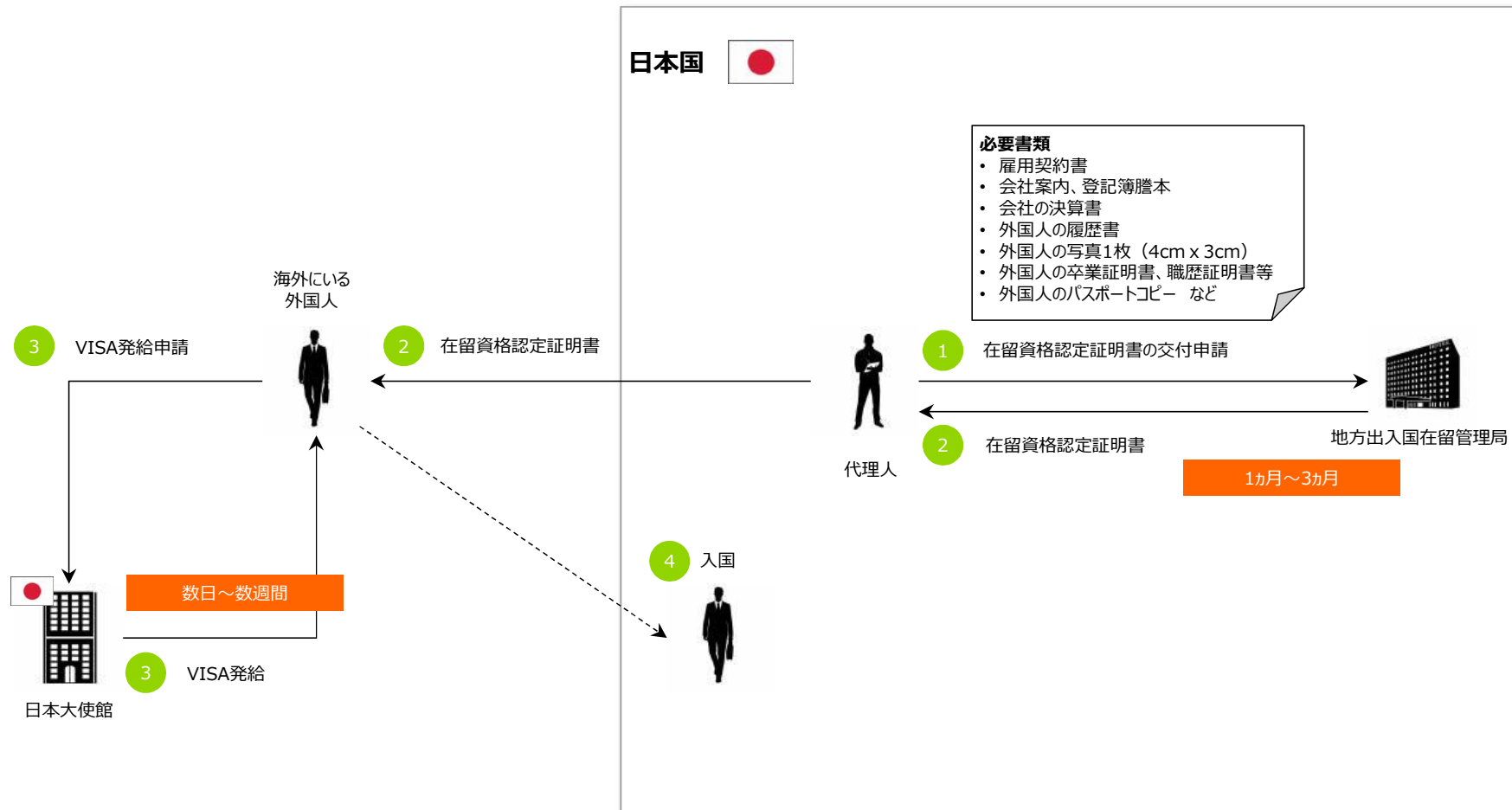




海外にいる外国人を入国させる流れ

通常、在留資格認定証明書交付申請を地方入国管理局に提出し、下記のような流れで入国させます。ただし、代理人になれるのは在留資格によって、異なります。



- Step ① ● 日本で代理人が地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行う。
- Step ② ● 在留資格認定証明書の交付を受けたら、外国人に送付する。
- Step ③ ● 外国人が在外公館（外国の日本大使館）に在留資格認定証明書を添付してVISA発給申請を行う。
- Step ④ ● VISAの貼られたパスポートを持って日本へ入国する。